

書の交付についてご不明な点等ありましたら、神崎町保健福祉課（TEL 72-1603）までお問い合わせください。

町県民税の申告

◎申告が必要な方

平成27年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

〔平成26年1月から12月までに次の所得があった方〕

- ① 営業や農業などの事業所得
 - ② 不動産・譲渡・一時・山林および雑所得
 - ③ 退職所得（特別徴収をしていない方）
- 〔給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方〕
- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先へ確認してください）
 - ② 給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告をしない方
 - ③ 給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）

④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

〔所得がなかった方〕

平成26年中に自分の所得がなく、町内居住者の扶養親族でもない方は、所得0円で昨年の生計（収入）状況を申告してください。国民健康保険税、各種年金の審査や所得証明などの資料として必要です。また、神崎町に住んでいない方でも平成27年1月1日現在、次のような方は申告が必要です。

- ① 町内に事務所や事業所または家屋敷がある方
- ② 実質上の生活の本拠地が神崎町にある方

◎申告に必要なもの

- ① 印鑑（シャチハタは不可）
- ② 所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、帳簿書類等）
- ③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある方は、その領収書や証明書等

◎事前の集計を

お願いします

※町県民税の申告書は申告会場に用意してありますが、事前に必要とする方にはお送りしますので、役場町民課税務係までご連絡下さい。

医療費控除、事業の収支などについてはご自身での集計をお願いしています。集計が済んでない方は、受付できませんので、事前の集計をお願いします。

平成26年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相 談 日	地 区 名		申告 会場
	午 前	午 後	
2月16日(月)	四季の丘	四季の丘	役 場 二 階 第 二 会 議 室
2月17日(火)	成城台・藤の台	武田・新	
2月18日(水)	武田・新	神崎神宿	
2月19日(木)	神崎神宿	神崎本宿	
2月22日(日)	全 地 区 (予約制)		
2月23日(月)	神崎本宿	毛 成	
2月24日(火)	毛成・神崎本宿	古 原	
2月25日(水)	古 原	郡	
2月26日(木)	郡	大貫・立野	
3月 2日(月)	大貫・立野	植 房	
3月 3日(火)	植 房	小 松	
3月 4日(水)	小 松	並 木	
3月 5日(木)	並 木	今・高谷	
3月 9日(月)	松崎・向野	成城台・藤の台	
3月10日(火)	全 地 区		
3月11日(水)			
3月12日(木)			
3月13日(金)			
3月16日(月)			

- ◎受付時間：午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで（日曜日は午後3時まで）
ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。
- ◎2月16日～3月9日は該当地区の人が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。
- ◎2月22日（日曜日）は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は月曜日から金曜日の午後5時までに役場町民課税務係（TEL 72-2112）へご連絡ください。

申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎541331
または、役場町民課税務係 ☎722112まで。